

## 「障がい者就労事業振興センター事業」の専門家派遣事業実施要領

島根県障がい者就労事業振興センター

### 1. 事業名

「障がい者就労事業振興センター事業」専門家派遣事業

### 2. 事業内容

障がい者就労継続支援事業所（以下「就労支援事業所」という）における賃金および工賃向上のため、就労支援事業の生産・営業・作業能力および商品力等を高めるための取組および就労支援事業の事業計画の作成、経営改善等の取組を行う就労支援事業所を支援するため、経営コンサルタント・デザイナー・有識者等の専門家を派遣して指導を行う。

なお、会計業務等直接工賃向上に繋がらない業務および法人経営等に関する業務の指導は含まない。

また、農業分野については、別途「農福連携サポーター利用要領」を定めて行う。

### 3. 派遣対象

専門家派遣事業の対象は県内の就労支援事業所とし、専門家による指導は職員とする。

派遣時に派遣先の職員に合わせて利用者への指導は可能とする。

就労支援事業所以外の障がい者施設から派遣要請があった場合は、工賃向上計画の作成状況等を勘案したうえで実施を決定する。

### 4. 指導の時間・回数・方法

専門家による指導に要する時間および回数については、相談内容等を勘案し、島根県障がい者就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）の理事長が決定する。ただし、1事業所における1支援課題について、原則3回までとするが、専門家派遣を4回以上実施することにより、確実に支援成果の向上が見込める等の場合は、この限りでない。指導方法については、「対面指導」および「オンライン指導」を問わない。

### 5. 指導謝金・旅費

①謝金 1時間あたり10,000円（消費税等を含む）

②旅費 「障がい者就労事業振興センター事業」の専門家派遣事業旅費規程による。

### 6. 事業の実施方法

①振興センターはあらかじめ必要な専門家を登録し、就労支援事業所からの申請に応じて適切な専門家を派遣する。

②専門家の登録は「専門家登録申請書」（様式第1号）の提出を受け、審査の上専門家登録が完了したら、振興センターは専門家に対し「専門家登録決定通知」（様式第2号）の交付を行う。

③専門家の派遣は就労支援事業所等から「専門家派遣申請書」（様式第3号）の提出を受け、振興センターは専門家に「専門家派遣事業指導依頼書」（様式第4号）を送付して依頼し、専門家から「専門家派遣事業指導承諾書」（様式第5号）の提出による承諾を得て

専門家派遣する。

④派遣申請事業所への派遣決定は書面の郵送等にて通知するものとする。

⑤派遣申請事業所は、派遣決定を受けた内容に変更が生じたときは事前に「専門家派遣事業に係る変更申請書」（様式第6号）を振興センターに提出するものとする。

⑥振興センターは各回派遣終了ごとに専門家から「専門家派遣事業指導報告書（専門家用）」（様式第7号）、全ての派遣終了後に派遣を受けた事業所から「専門家派遣事業指導報告書（事業所用）」（様式第8号）により報告を受ける。

#### 7. 実績の報告と支払時期及び方法

各回の派遣終了ごとに、「専門家派遣事業指導報告書（専門家用）」（様式第7号）と関係資料を提出し、すべての派遣が終了後、「専門家派遣事業に係る請求書」（様式第11号）を振興センター宛送付のこと。

本事業完遂による対価請求があったとき遅滞なく本事業完遂を確認し、本事業完遂が確認されれば対価請求があった月の月末から30日以内に、指定された口座に振り込むものとする。

なお、派遣期間が3ヶ月を超える場合、初回の派遣から3ヶ月を過ぎた時点でそれまでの派遣について中間払い請求をすることができる。その場合は「専門家派遣事業に係る請求書」（様式第11号）を振興センター宛送付することとする。

#### 8. 秘密の保持

本事業を引き受けることにより知り得た対象事業所等の秘密について秘密保持誓約書に基づき厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

#### 9. 専門家の登録期間

登録日よりその年度の末日とする。なお、期間満了の1カ月前までに登録者および振興センターの一方または双方から何らかの意思表示もないときは、さらに満1カ年更新されるものとし、その後も同様とする。

附 則 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。